

# 鳥取県公報

昭和41年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、土曜日に  
該当する日)  
(土曜日の日  
は、休日)

## 条 例

- ◆ 条 例 恩給の年額を昭和四十一年改定に関する条例
  - 鳥取県立病院運営審議会条例
  - 鳥取県立衛生院等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例
  - 銃刀所持等取締法に基づき手数料徴収条例の一部を改正する条例
  - 鳥取県農産改良所及所的位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例
- ◆ 規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例をここに公布する。

昭和四十一年十月六日 鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第二十九号

恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例

(昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の年額の特例)

第一条 昭和二十三年六月三十日以前に退職し、又は死亡した県吏員等に係る退職年金又は遺族年金のうち、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が退職年金についての最短期間以上であるものにつ

鳥取県知事 石 破 二 朗  
 一 土地等の表示、所有者の住所、氏名、対価等  
 別表のとおり  
 二 買収の期日  
 別表

市町	字地番	地目	面積	対価	所有人名
境港	福定 鹿津向	畑	二二三	三〇	不明 水見 輝明
鳥取	浜坂 下土井	畑	四百十六ノ六十五	九九一	米原 邦明
	東浜	畑	千四百六十二	一、五五三〇四二〇〇	
	上味野 北川	田	二十一ノ一	三、五二二四六六	村尾 定義
		田			村尾 勤治
					飯島 栄

昭和四十一年十一月一日  
 三 対価の支払の方法  
 農地法第十二条第三項の規定による供託

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県公報発行所 二丁目 鳥 取 県 (定価 一冊二圓三月三圓(消費税を含む))

ては、昭和四十一年十月分以降、その年額を、その年額計算の基礎となつてゐる別表上欄に掲げる給料年額及び同表の中間に掲げる実在職年の区分に応じ、同表の下欄に掲げる仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の規定により算出して得た年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

2 前項の規定は、恩給年額計算の基礎となつた給料と恩給法(大正十二年法律第四十八号)上の公務員の俸給とが併給されていた者であつて、恩給年額計算の基礎となつた給料の額が、これらの併給された給料又は俸給の合算額の二分の一以下であつたものについては適用しない。

3 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和四十一年十月鳥取県令第三十一号)以下「条例第三十一号」という。(第二条の規定による改正後の恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(昭和四十一年十月鳥取県令第三十二号)以下「条例第三十二号」という。)(第二条の規定は、第一項の規定により年額を改定された退職年金又は遺族年金の年額について準用する。

(長期在職者の恩給年額に関する特例)

第二条 退職年金又は遺族年金で、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が退職年金についての最短期間以上であるものの昭和四十一年十月分以降の年額については、退職年金の年額が六万円未満であるときはこれを六万円とし、遺族年金の年額が三万円未満であるときはこれを三万円とする。

2 前条第二項の規定は前項の規定により年額を改定される退職年金又は

五九九、九〇〇円	三十五年未満	五九九、九〇〇円
五三九、五〇〇円	三十五年以上	五三九、五〇〇円
五三四、四〇〇円	三十五年未満	五三四、四〇〇円
五〇八、七〇〇円	三十五年以上	五〇八、七〇〇円
四七〇、四〇〇円	三十五年未満	四七〇、四〇〇円
四三六、四〇〇円	三十五年以上	四三六、四〇〇円
四〇〇、三〇〇円	三十五年未満	四〇〇、三〇〇円
三九五、六〇〇円	三十五年以上	四一五、二〇〇円
三七七、五〇〇円	三十五年未満	四〇〇、三〇〇円
三五九、五〇〇円	三十五年以上	三九五、六〇〇円
三五〇、三〇〇円	三十五年未満	三七七、五〇〇円
三四一、四〇〇円	三十五年以上	三五〇、三〇〇円
	三十五年未満	三五九、五〇〇円
	三十五年以上	三五〇、三〇〇円
	三十五年未満	三九五、六〇〇円
	三十五年以上	三七七、五〇〇円
	三十五年未満	三九五、六〇〇円
	三十五年以上	三七七、五〇〇円
	三十五年未満	三九五、六〇〇円
	三十五年以上	三七七、五〇〇円
	三十五年未満	三九五、六〇〇円
	三十五年以上	三七七、五〇〇円

遺族年金を受ける者について、条例第三十一号による改正後の条例第三十二号第二項の規定は前項の規定により年額を改定された退職年金又は遺族年金の年額について準用する。

昭和四十一年九月三十日以前に給与事由の生じた退職年金又は遺族年金の同年同月分までの年額については、なお従前の例による。

(数値改定)

第三条 第一項第一項又は前条第一項の規定による給付年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行なう。

附則

この条例は、公布の日から起算して、昭和四十一年十月一日から適用する。

別表

原給年額計算の基礎となつてゐる給付年額	災在 職年	仮定給付年額
一四七、七〇〇円	三十五年未満	一六一、四〇〇円
	三十五年以上	一六五、八〇〇円
一五三、七〇〇円	三十五年未満	一六五、八〇〇円
	三十五年以上	一七二、一〇〇円
一六一、四〇〇円	三十五年未満	一七二、一〇〇円
	三十五年以上	一七七、四〇〇円
一七二、一〇〇円	三十五年未満	一八八、六〇〇円
	三十五年以上	一九四、八〇〇円
一八二、五〇〇円	三十五年未満	二〇一、五〇〇円
	三十五年以上	二〇八、三〇〇円

二〇一、五〇〇円	二十年未満	二〇八、三〇〇円
	二十年以上二十三年未満	二一六、八〇〇円
	二十三年以上	二二二、〇〇〇円
二一六、八〇〇円	二十年未満	二二二、〇〇〇円
	二十一年以上二十三年未満	二二九、〇〇〇円
	二十三年以上	二三五、七〇〇円
二二九、〇〇〇円	二十年未満	二三五、七〇〇円
	二十一年以上二十七年未満	二四九、二〇〇円
	二十七年以上	二五二、七〇〇円
二四九、二〇〇円	二十年未満	二五二、七〇〇円
	二十一年以上二十七年未満	二六二、九〇〇円
	二十七年以上	二七六、六〇〇円
二六二、九〇〇円	二十年未満	二七六、六〇〇円
	二十一年以上二十七年未満	二九一、七〇〇円
	二十七年以上	二九九、四〇〇円
二九一、七〇〇円	二十年未満	二九九、四〇〇円
	二十一年以上三十年未満	二九九、四〇〇円
	三十年以上	三〇六、七〇〇円
三〇六、七〇〇円	二十四年以上三十四年未満	三〇六、七〇〇円
	三十四年以上	三一七、三〇〇円
三一七、三〇〇円	二十年未満	三一七、三〇〇円
	二十一年以上三十年未満	三二二、四〇〇円
	三十年以上	三三三、〇〇〇円
三三三、〇〇〇円	二十年未満	三三三、〇〇〇円
	二十一年以上三十年未満	三三三、〇〇〇円
	三十年以上	三三三、〇〇〇円
	二十年未満	三三三、〇〇〇円
	二十一年以上三十年未満	三三三、〇〇〇円
	三十年以上	三三三、〇〇〇円
	二十年未満	三三三、〇〇〇円
	二十一年以上三十年未満	三三三、〇〇〇円
	三十年以上	三三三、〇〇〇円

遺族年金又は退職年金の年額の計算の基礎となつてゐる給付年額が、この表の額と合致しないものについては、その最近多額の給付年額に対応する仮定給付年額による。

六二一、三〇〇円	三十五年以上	五八五、六〇〇円
六七〇、一〇〇円	三十五年未満	六一一、三〇〇円
	三十五年以上	六三六、八〇〇円
	三十五年未満	六七〇、一〇〇円
	三十五年以上	七〇三、二〇〇円
七六九、七〇〇円	三十五年未満	七六九、七〇〇円
	三十五年以上	八〇二、八〇〇円
八六九、二〇〇円	三十五年未満	八六九、二〇〇円
	三十五年以上	九〇五、三〇〇円
九四一、五〇〇円	三十五年未満	九四一、五〇〇円
	三十五年以上	九六〇、〇〇〇円
一、〇一三、九〇〇円	三十五年未満	一、〇一三、九〇〇円
	三十五年以上	一、〇五〇、〇〇〇円

鳥取県立病院運営審議会条例をここに公布する。

昭和四十一年十月六日

鳥取県知事 石 一 朗

鳥取県条例第三十号

鳥取県立病院運営審議会条例

(設置)
第一条 知事の諮問に應じ、県立病院事業の健全な運営を図るために必要なる事項を調査審議するため、鳥取県立病院運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員)

第二条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、必要のつと、知事が任命する。

3 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第三条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(運用)

第五条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県史蹟等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

改正する条例

鳥取県史蹟等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

第一条 鳥取県史蹟等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条ノ二 年金タル給付ノ額ニ付テハ県民ノ生活水準、県ノ職員ノ給与、物価其ノ他ノ諸事情ニ著シキ変動ガ生ジタル場合ニ於テハ変動後ノ諸事情ヲ総合勘案シ速ニ改定ノ措置ヲ講ズルモノトス

(恩給の年額の昭和四十年改定に関する条例の一部改正)

第二条 恩給の年額の昭和四十年改定に関する条例(昭和四十年十月鳥取県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

昭和四十一年七月分 から 同年十二月分まで	三十分の三十	三十分の十五	三十分の十五
昭和四十二年一月分 から 同年六月分まで	三十分の三十	三十分の十五	三十分の十五

に改め、同条第二項の表中

昭和四十一年一月分  
から  
同年十二月分まで

を

昭和四十一年一月分  
から  
同年九月分まで

に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十一年十月一日から通用する。

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料徴収条例(昭和四十年十月鳥取県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「法第七条の許可証の交付若しくは再交付」を「法第五条の第三項の講習会の開催若しくは同条第二項の証明書の再交付、法第七条の許可証の交付若しくは再交付若しくは法第七条の二の許可の更新」に改める。

鳥取県史蹟等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

附則

この条例は、昭和四十二年一月一日から施行する。

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

改正する条例

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「第十四条の四第三項」を「第十四条の六第三項」に、  
 「東伯郡水碓町」を「東伯郡東伯町」に改める。  
 附則  
 この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 昭和四十一年十月六日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十号  
 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。  
 第十八条の表中

鳥取県公的 医療機関 管理委員会	医療法第三十六条第一項の規定による公的医療機関の運営に関する重要事項の調査審議に関する事務
鳥取県公的 医療機関 管理委員会	医療法第三十六条第一項の規定による公的医療機関の運営に関する重要事項の調査審議に関する事務
鳥取県立病院 管理委員会	鳥取県立病院運営管理委員会(昭和四十一年十月鳥取県規則第三十号)第一條の規定による鳥取県立病院の健全な運営に関する調査審議に関する事務

を  
 に改める。

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 (定価二角五分) (郵政省認可)

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
 金曜日発行  
 (当日が休日に当り  
 たるときは、  
 翌日の日)

目 次  
 ◆人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則  
 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 昭和四十一年十月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第三十六号  
 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の地方農林振興局の項中  
 「局長」を「副局長」に改める。

第九九条の表中

鳥取県東伯内務 農業改良普及所	東伯郡水碓町	東伯町及び水碓町
鳥取県東伯内務 農業改良普及所	東伯郡東伯町	東伯町及び水碓町

を  
 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 昭和四十一年十月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第三十七号  
 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「地方農林振興局」を「地方農林振興局」を

局長(人事委員 会が承認したも のに限る。)	百分の十五
副局長	百分の十

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

「局長」を「副局長」に改める。